

〈別紙1〉 特別養護老人ホームふるさと苑 利用料金表
〔多床室〕

要介護度	利用者負担段階	介護保険給付対象									介護保険給付対象外					ご利用料金			
		1日あたり									ご利用日数	ご利用日数	1日あたり				ひと月あたり		
		基本 (単位) A	日常生活継続支援加算 (単位) B	看護体制加算(I) (単位) C	看護体制加算(II) (単位) D	個別機能訓練加算 (単位) E	精神科医療養指導加算 (単位) F	栄養マネジメント加算 (単位) G	夜勤職員配置加算(I) (単位) H	介護職員処遇改善加算 (単位) I	ご利用料金(保険給付対象分) (円) J	居住費 (円)	食費 (円)	預り金管理費 (円)	電気代*1品につき (円)	ひと月28日の場合 (円)	ひと月30日の場合 (円)	ひと月31日の場合 (円)	
要介護1	第1段階	547	36	4	8	12	5	14	13	左記A～Hの合計×利用日数×59/1000を小数点以下四捨五入	左記A～Hの合計×利用日数+1×10.45円を小数点以下切捨て上記金額×0.1(1割)を更に小数点以下切上げた金額がひと月あたりの介護保険対象分ご利用料金になります。	0	300	150	50	施設に直接お問い合わせ下さい。			
	第2段階											370	390			46,681	50,015	51,682	
	第3段階											370	650			53,961	57,815	59,742	
	第4段階											840	1,380			87,561	93,815	96,942	
要介護2	第1段階	614	36	4	8	12	5	14	13	左記A～Hの合計×利用日数×59/1000を小数点以下四捨五入	左記A～Hの合計×利用日数+1×10.45円を小数点以下切捨て上記金額×0.1(1割)を更に小数点以下切上げた金額がひと月あたりの介護保険対象分ご利用料金になります。	0	300	150	50	施設に直接お問い合わせ下さい。			
	第2段階											370	390			48,756	52,240	53,980	
	第3段階											370	650			56,036	60,040	62,040	
	第4段階											840	1,380			89,636	96,040	99,240	
要介護3	第1段階	682	36	4	8	12	5	14	13	左記A～Hの合計×利用日数×59/1000を小数点以下四捨五入	左記A～Hの合計×利用日数+1×10.45円を小数点以下切捨て上記金額×0.1(1割)を更に小数点以下切上げた金額がひと月あたりの介護保険対象分ご利用料金になります。	0	300	150	50	施設に直接お問い合わせ下さい。			
	第2段階											370	390			50,864	54,497	56,314	
	第3段階											370	650			58,144	62,297	64,374	
	第4段階											840	1,380			91,744	98,297	101,574	
要介護4	第1段階	749	36	4	8	12	5	14	13	左記A～Hの合計×利用日数×59/1000を小数点以下四捨五入	左記A～Hの合計×利用日数+1×10.45円を小数点以下切捨て上記金額×0.1(1割)を更に小数点以下切上げた金額がひと月あたりの介護保険対象分ご利用料金になります。	0	300	150	50	施設に直接お問い合わせ下さい。			
	第2段階											370	390			52,940	56,722	58,612	
	第3段階											370	650			60,220	64,522	66,672	
	第4段階											840	1,380			93,820	100,522	103,872	
要介護5	第1段階	814	36	4	8	12	5	14	13	左記A～Hの合計×利用日数×59/1000を小数点以下四捨五入	左記A～Hの合計×利用日数+1×10.45円を小数点以下切捨て上記金額×0.1(1割)を更に小数点以下切上げた金額がひと月あたりの介護保険対象分ご利用料金になります。	0	300	150	50	施設に直接お問い合わせ下さい。			
	第2段階											370	390			54,954	58,880	60,842	
	第3段階											370	650			62,234	66,680	68,902	
	第4段階											840	1,380			95,834	102,680	106,102	

- ※ 介護保険給付対象分の1単位の単価は10.45円となります。
- ※ 居住費・食費は、所得などの状況から第1～第4段階に分けられ、第1～第3段階のご利用者様には、負担軽減策が設けられています。尚、利用者負担段階の基準につきましては、右表をご参照下さい。（事前に市への申請及び認定が必要となります。）
- ※ 第1段階対象者の方は、主に生活保護受給者等となり、ご本人の状況等により負担額が異なりますので、施設へ直接お問い合わせ下さい。
- ※ 上記の表では、電気製品(テレビ等)を1台お持込になられた場合で計算しています。

区分	利用者負担段階の基準
第1段階	本人及び世帯全員が市民税非課税であって老齢福祉年金受給者または生活保護受給者
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税であって課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の方
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税であって課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円を超える方
第4段階	第1～3段階以外の方